
2026年度日本産食品グローバル・ゲートウェイ事業 募集要項（8月期募集）

8月期追加募集地域

◇ バンコク・ジャカルタ

2026年8月
農林水産食品部 事業推進課

目次

1	事業概要	-----	P3
2	出品要件	-----	P4
3	お申し込み・出品の流れ	-----	P5
4	募集スケジュール	-----	P5
5	費用負担・輸送・商談における留意点	-----	P6
6	地域別募集内容		
	バンコク・ジャカルタ	-----	P7~8
7	キャンセル規定	-----	P9
8	出品者選考について	-----	P9
9	Japan Streetへの商品掲載について	-----	P9
10	留意事項	-----	P10
11	免責規定	-----	P11
12	お問い合わせ	-----	P11

1. 事業概要と8月期追加募集内容

◆事業概要

1. 日本産食品の海外販路開拓・拡大を支援。海外20都市以上で貴社と商品を紹介

- 日本産食品グローバル・ゲートウェイ事業（以下、GGW事業）は、ジェトロ招待バイヤー専用オンラインカタログ（Japan Street※）を活用し、日本産食品の海外販路開拓・拡大を目指す日本の事業者と商品情報を発信し、海外バイヤーへの情報発信、商談に向けた関心喚起を図ります。
- 2026年度は今回募集する地域を含め、本事業を実施する海外20都市以上の海外バイヤーに対して情報を発信します。
- 貴社の情報発信にあたり商品サンプルを提供、現地送付いただけるとその後の商談組成に効果的です。

2. 海外バイヤーとのオンラインまたは対面での商談機会を提供

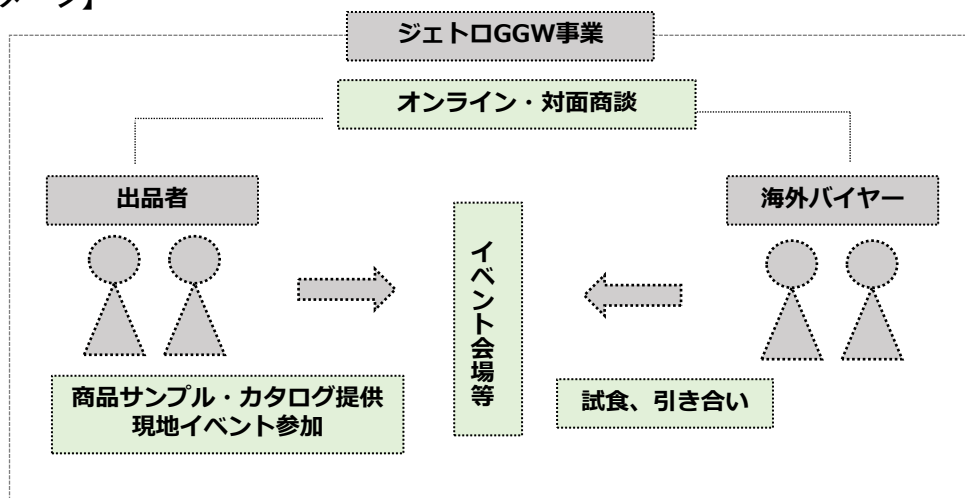
- 貴社商品に関心を示す海外バイヤーとオンラインまたは対面での商談機会を提供します。
- 対面商談の場合は、ジェトロが海外各地で実施する対面商談会に参加いただけます。

3. ターゲットの海外市場に合わせた事業を用意。日本産食品の浸透がこれからの新市場開拓も支援

- 2026年度はすでに日本産食品が浸透している国・地域のほか、今後の市場成長が期待される新市場、非日系市場での事業展開を強化します

※ “Japan Street”については「ジェトロ招待バイヤー専用 オンラインカタログ “Japan Street”（https://www.jetro.go.jp/services/japan_street/）」を参照ください

【事業イメージ】



◆8月期募集地域と事業実施期間

8月期募集地域

<東南アジア> タイ・インドネシア

事業実施期間

2026年8月中～2027年3月31日（予定）

実施国・地域により事業実施期間が異なります。詳細は「6.地域別募集内容」を参照ください。

2. 出品要件

◆本事業の主な対象者

- ・ 自社が取り扱う日本産食品の輸出先開拓、輸出拡大を希望されている方
- ・ 自社および自社製品を海外バイヤーに広く紹介し、輸出先開拓、拡大を希望されている方
- ・ 商談（オンライン、対面）参加を通じて、海外バイヤーとの商談参加を希望されている方
- ・ 新たな市場の開拓を目指している方

◆出品要件

1. 現地の輸入規制や検疫条件に照らして、出品物が現地で販売可能な日本産農水産物・食品又は日本産原料を使用して海外で生産された農水産物・食品であること（消費者訴求の観点から「日本生産」であることが望ましい）。

（ご参考）

- ・ ジェトロウェブサイト「日本からの輸出に関する制度」
<https://www.jetro.go.jp/industry/foods/exportguide/country.html>
- ・ 海外の食品規則チェックサイト OMARS
<https://export-regulations.maff.go.jp/>

2. 出品目的が商談による取引先の発掘・継続取引であること。プロモーションや調査が主目的ではないこと。
3. 輸出に伴う需要増に対応できる供給体制を有すること。
4. 事業参加後も海外からの引き合いに対して、必要に応じ日本語以外の言語に対応可能な担当者があること。
5. 英語又は現地語で商談用資料（企業情報、商品情報、商品価格表）を既に揃えており、バイヤーの求めがあった場合やオンライン商談時には、バイヤーに提示できること。
6. ジェトロが求める各種データベースへの情報の登録、成果把握の為にを行うアンケート等に協力すること。
7. オンライン会議システムを利用可能な環境（コンピューター等のハードウェア環境及びインターネット環境）を有し、会期中、会場との通信に支障をきたさないこと。
8. 募集要項等の内容、条件に同意していること。

【輸出に関する規制関連のお問合せ】

農林水産物・食品輸出相談窓口

TEL：03-3582-5646 ＜受付時間＞平日9時～12時/13時～17時（祝祭日・年末年始を除く）

最寄りのジェトロでもご相談を受け付けています。（国内事務所一覧）

<http://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/>

3. お申し込み・出品の流れ

◆お申し込み・出品の流れ

STEP1

お客様情報の入力

本募集要項をご一読いただき、応募条件を満たすことを確認ください。
以下URLより登録をお願いいたします。

バンコク・ジャカルタ

: <https://www.jetro.go.jp/customer/act?actId=B0094574F>

STEP2

Japan Street商品登録情報の修正・追加登録

この度新たにJapan Streetへご登録いただく事業者様は、
STEP 1 の完了日から3営業日以降に、STEP2~3へお進みください。
出品を希望される貴社商品を登録・修正ください。

<サプライヤーマイページ(e-Venue)>

https://e-venue.jetro.go.jp/bizportal/s/businesscasejs/BusinessCaseJS_c/Default?language=ja

<サプライヤーマイページ(e-Venue)利用の手引き>

https://www.jetro.go.jp/ext_images/services/japan_street/pdf/userguide_e-Venue_20260115.pdf

STEP3

参加地域へのお申込み

STEP2で登録・修正された商品は即時に反映されます。マイページから出品を希望される商品のIDをご確認ください。

各地域の申込みフォームは、STEP1登録後の自動応答メールにてお送りします。参加を希望される地域を選択後、商品IDと共に必要な情報を記入ください。

ジェットロによる審査、審査結果通知

※審査の結果出品商品が一部制限される場合があります

STEP4

事業詳細に係る調整

ジェットロによる審査の結果、採択者様には各地域の担当者およびジェットロの業務委託先より、事業詳細のご案内やバイヤーとのマッチングに係る追加情報についてご連絡します。

4. 募集スケジュール（8月期追加募集）

STEP1 （お客様情報の登録）	STEP2 （Japan Streetへの商品登録）	STEP3 （参加地域への申込み）
8月18日（火） ～9月2日（水）	～9月7日（月）	～9月7日（月）

※ 募集定員に達した場合、募集期間内でも途中締切の場合があります。あらかじめご承知おきのうえ、お早めにお申し込みください。

※ 中国は通年で募集中ですので、ご関心のかたはジェットロまでご連絡・ご相談ください。

5. 費用負担・輸送・商談における留意点

◆費用負担

➤ 主催者（ジェトロ）による負担内容

- ・ 商談会等イベント運営費（会場費、オンライン商談の通訳費）
- ・ バイヤー来場アレンジ費

➤ 出品者による負担内容

- ・ 商談に伴う通信費（出品者のインターネット通信費等）
- ・ 食品サンプル費、**現地指定倉庫までのサンプル輸送費（※）**
- ・ 輸出に係る必要書類（日本で取得する衛生証明書、検疫証明書等）発行に係る費用
- ・ その他上記「主催者（ジェトロ）の負担」に定める以外の全ての経費

※詳細は各地域の募集要項を参照ください。

◆輸送における留意点

- ・ 参加される各地域で、輸送できる商品サンプルの温度帯が定められています。
- ・ 提供された商品サンプルの返却はできませんのであらかじめご了承ください。
- ・ 輸送中の事故等で商品サンプルが現地指定倉庫に届かなかった場合でも、サンプル費用およびサンプル輸送費用等の返還、補償はできませんのであらかじめご了承ください（輸送等に係る保険の付保は出品者自身でお願いします）。
- ・ 輸送された商品サンプルは、オンライン商談を希望する企業に優先的に提供するなど、本事業にて有効活用します。また賞味期限切れとなった場合は順次廃棄します。
- ・ その他詳細は、各地域募集要項をご確認ください。

◆商談における留意点

- ・ 海外バイヤーが関心を示さない場合は、商談をセットできない場合もあります。
- ・ 商談設定後に自己都合で商談をキャンセルされた場合、以降の本事業にかかる出品者の選考において考慮される場合があります。
- ・ 海外バイヤーの都合で商談がキャンセルの場合、事業者の意向を踏まえ、再度商談セットを試みます。
- ・ 同一バイヤーとの**商談手配は1回のみです**。商談後のバイヤーとのやり取りは、当事者間で直接行なっていただくことになります。

6. 地域別募集内容

地域：タイ・バンコク

内容：①バンコク商談会、②インドネシア商談会 in バンコク

 ①、②は同時期に同じ会場で開催する商談会のため、併せての募集といたします。

◆はじめに

- ・ジェトロバンコク事務所ではタイの有望なバイヤーとタイ向け市場に販路を獲得・拡大されたい日本企業様を対象にバンコク都内で2日間の商談会を行います。2025年度のレストラン調査では日本食レストランの店舗数が5,781店舗を記録し、日本からタイへの農林水産物の輸出額は735億円を記録しております。（前年度比17.1%増）
- ・今回はジェトロジャカルタ事務所と共催でインドネシアから日本食の購買に関心の高いバイヤーを招聘し、同時、同会場で「インドネシア商談会 in バンコク」を併催します。インドネシア市場へご関心のある企業様からのお申し込みもお待ちしております。ぜひ奮ってご参加いただけますと幸いです。

<①バンコク商談会>

◆基本情報

会期・会場：2027年2月3日（水）・4日（木）（予定）・バンコク都内

主催：ジェトロ

参加バイヤー：タイの食品輸入卸事業者、小売店、飲食店等（日・タイ系他）

◆募集企業数 40社程度

◆スケジュール（予定）

2026年10月 採択通知（予定）

10-11月 カタログ作成・準備、出品者説明会

1月 バイヤーとのマッチング（商談セット）

2月 バンコク商談会

◆対象商品

日本産食品全般。特にこれまでタイへ輸入されていない食品は有望。

※常温・冷凍品。冷蔵品は酒類のみ対象。

※賞味期限が6か月以上。

◆対象要件

- ・タイ語表示対応をはじめ、タイの輸入規制に対応できること。
タイの輸入規制の詳細は[タイの食品輸入規制等について](#)をご確認ください。
- ・会期中、出展ブースに商談が出来る者が最低1名常駐できること。

◆出品者選考について

- ・ご登録いただいた情報をもとに、バイヤーの選定結果を踏まえてジェトロが出品者を選考します。選考の詳細は回答致しかねますが、これまでタイ国内で取引がなく、輸出可能な新規商品を含む場合は優先します。

◆特徴

事前マッチング商談及び回遊型商談の同時実施

- ・招待するバイヤーへ出展者の商品情報やカタログを送付し、商談希望出展者を選んでいただき、事前マッチングを行います。
- ・本商談会に初めて参加する出展者に限定して、ご希望の方には日タイ通訳の手配を無料で行います。

◆カタログ掲載商品数 Step2でJapan Streetにご登録いただいた商品のうち、最大3商品まで。

◆昨年度の様子→[ジェトロ、バンコクで食品商談会開催、「輸出×海外展開×インバウンド」の相乗効果](#)

6. 地域別募集内容

地域：タイ・バンコク

内容：①バンコク商談会、②インドネシア商談会 in バンコク

<②インドネシア商談会 in バンコク>

※インドネシアバイヤー向けの商談会ですが、バンコクでの開催となりますのでご注意ください。

①のバンコク商談会と同時開催となり、①②共に申込みいただくことも可能です。その場合は、出展ブースにインドネシアバイヤーへの対応が可能な旨の記載をいたします。

◆基本情報

会期・会場：2027年2月3日（水）・4日（木）（予定）・バンコク都内

主催：ジェトロ

参加バイヤー：インドネシアの食品輸入卸事業者

◆募集企業数 20社程度

◆スケジュール（予定）

2026年10月 採択通知（予定）

10-11月 カタログ作成・準備、出品者説明会

1月 バイヤーとのマッチング（商談セット）

2月 バンコク商談会

◆対象商品

日本産食品全般。

※常温・冷凍品。冷蔵品は酒類のみ対象。

※加工食品については、残存賞味期限が全体の2/3以上あることが法令上定められています。インドネシア到着時に概ね6か月以上残存していることが望ましいです。

※ハラール認証については、生鮮品等一部を除くすべての商品に対し取得が必要となるため、インドネシアで有効な認証を取得している商品や、ノンハラール表示を付したノンハラールな成分や工程を含む商品が輸入可能。（ノンムスリム向けの商品への引き合いもあるため、認証必須ではない。）

※2026年10月までは、輸入品に対するハラール認証表示義務が猶予されていますが、10月以降は完全義務化、すなわちノンハラールな成分や工程を含まないがハラール認証を取得していない商品については、法令上商流が止まる可能性があります。運用状況が流動的であることをご承知おきください。なお、最新の状況についてはジェトロビジネス短信等でご確認ください。

◆対象要件

- ・ インドネシア語表示対応をはじめ、インドネシアの輸入規制に対応できること。
- ・ **上記ハラール認証の他、輸入枠のあるものや商品登録手続きに長期間要するものがあるため、インドネシア農林水産物・食品品目別輸出ガイドを必ずご確認ください。**
- ・ 会期中、出展ブースに商談が出来る者が最低1名常駐できること。

◆出品者選考について

- ・ ご登録いただいた情報をもとに、バイヤーの選定結果を踏まえてジェトロが出品者を選考します。

◆カタログ掲載商品数 Step2でJapan Streetにご登録いただいた商品のうち、最大3商品まで。

◆特徴

商談の事前アポイントメントの実施

- ・ 招待するバイヤーへ出展者の商品情報やカタログを送付し、商談希望出展者を選んでいただき、事前マッチングを行います。参加バイヤーには日英通訳者を手配する予定です。

<展示する食品サンプルについて（①バンコク商談会、②インドネシア商談会共通）>

！ 商談会にて展示する食品サンプルの輸送は出品者対応となります。

- ・ サンプル輸送を行うにはサンプルFDA登録（タイ）が必要になります。
- ・ サンプル輸送を輸送委託事業者に依頼する場合は、一般的に下記の費用が発生します。
 - ・ 航空運賃
 - ・ 取扱い手数料（FDA除外申請・輸出入通関・書類作成含む）、
 - ・ （品目ごとに）動物・植物検疫費用、水産物衛生証明、アルコール除外申請
 - ・ ご希望の場合は、輸送委託事業者を採択通知後にご紹介いたします。

7. キャンセル規定

・出品確定後、自己都合で出品をキャンセルされる場合は、早急にメールにてジェトロまでご連絡ください。

・輸送連絡が開始してからの出品者の自己都合によるキャンセルは、キャンセル料が発生する場合もございます。

・自己都合によるキャンセルは、以降のグローバル・ゲートウェイ事業にかかる出品者の選考において考慮される場合があります。

8. 出品者選考について

ご登録いただいた「企業・商品情報」をもとに、以下の審査項目に則してジェトロが出品者を選考します（選考の詳細は回答致しかねます）。なお、政府からの要請により、米国関税措置の影響を受けている企業については選考時に加点评価いたします。

1. 出品物が、当該事業で定める有望商品に合致するか
2. 出品物の品質、価格、物流面での要件等が現地で受け入れられるものか
3. 出品により新しい海外市場の開拓が期待できる商品か
4. 応募者の輸出に取り組む姿勢（戦略・目的・出品に向けた取組み）
5. 応募者の認証取得等
6. 応募者の商流
7. 前年度の参加事業における成約実績
8. 日本で登記している事業者か
9. 「戦略的輸出拡大サポート事業」のうち輸出プロモーターによる支援対象企業か
10. 過去のルール遵守状況、自己都合によるキャンセル状況

※出品商品のうちジェトロが市場性等を鑑み採択商品を決定させていただく場合がございます。

9. Japan Streetへの商品掲載について

本事業の申し込み時にご登録いただいた商品は、ジェトロバイヤー向けプラットフォーム「Japan Street」に掲載いたします。



「Japan Street」はジェトロの基準を満たす限られた海外の有力バイヤーのみが閲覧可能なオンラインカタログサイトです。ご登録を頂くと、ジェトロが常時バイヤーに商品を案内します。バイヤーはオンラインカタログ上で手軽に商品を検索することができ、ジェトロはおすすめ機能をもとにバイヤーへ商品を紹介します。バイヤーが関心を示した場合、出品者にはジェトロ経由で見積や商談（オンライン含む）の連絡をします。

ジェトロ招待バイヤー専用 オンラインカタログサイト（Japan Street事業：

https://www.jetro.go.jp/services/japan_street.html）

10. 留意事項

1. 本事業は、「新規輸出 1 万者支援プログラム」と「日本の食輸出 1 万者支援プログラム」との連携事業となっています。お申し込み時に「輸出に対する新たな取り組みであること」が確認できた場合は「新規輸出 1 万者支援プログラム」に、「農林水産物・食品の輸出拡大に該当すること」が確認できた場合は「日本の食輸出 1 万者支援プログラム」にそれぞれ登録いたします。
2. 本案内書に定めのない事項は、ジェットロがその対応を決定します。政府の方針等により内容が変更される可能性がある旨、ご了承ください。
3. ジェットロは、サービスの品質向上のため、商談会の内容の全部又は一部を録音、録画することができるものとします。
4. 提出いただいた情報は、本事業運営のために利用するとともに、ジェットロ内のデータベースに登録し、関連事業、ジェットロ及びJFOODOからの連絡のために利用します。データベースに登録した情報のうち、社名、ホームページアドレス、商品名、商品写真、商品分類、商品用途及び国内小売価格をバイヤーに提示し、ジェットロが日本商品を所望するバイヤーに紹介するために利用します。また、本商談会に関するプレスリリース、ジェットロホームページ等において、企業情報や参加物の情報等を公開する場合がございます。あらかじめご了承ください。
5. 商談会会期中及びその前後において、商談相手又はジェットロから提供された情報及び資料は、お客様限りで使用するものとし、当該情報等を第三者に提供してはいけません。ただし、提供者の明示の承諾がある場合には、この限りではありません。
6. 本商談会に関する映像、画像、テキスト、音声若しくは関連資料等のコンテンツの全部又は一部（以下「本コンテンツ」といいます。）に関する著作権は、ジェットロ、その他の著作権者（以下「著作権者」といいます。）に帰属します。
7. 著作権者の書面又は電磁的方法による承諾を得ずに、本コンテンツの複製（録画、録音のほか、静止画でのキャプチャ取得等を含みますが、これに限られません。以下同じ。）、上映、公衆送信（送信可能化を含みますがこれに限られません。以下同じ。）、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等をしてはいけません。万一、これに違反した場合には、直ちにサービスの全部又は一部の提供を中止させていただきます。
8. 本コンテンツを、ジェットロの承諾を得ずに、複製、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等することは、著作権を侵害する行為であり、その利用者は、刑事責任を問われる可能性があります。また、これらの行為は、商談相手等のプライバシー権、肖像権等を侵害する行為でもあります。
9. 本案内の記載に反する行為があった場合や申し込みフォームに虚偽の記載をした場合は、申し込みを無効とし出品をお断りすることがあります。また、今後ジェットロが実施する事業の選考において不利となることがあります。
10. 出品申込をした企業又はその役員が違法な行為又は違法ではないが著しく不正な行為を行った疑いが明らかとなり、出品することがジェットロの信用を毀損する恐れがある場合は、出品をお断りすることがあります。
11. 申し込みフォームの記載内容に変更がある場合、ジェットロにお知らせください。なお、申込締切日を過ぎてから内容を変更される場合、その内容によっては変更に応じられないことがあります。
12. 出品募集締め切り後であっても、現地規制の変更によって出品ができなくなることがあります。
13. 相応の理由なしに出品をキャンセルされた場合や、アンケート等へご協力いただけない場合には、今後ジェットロが実施する事業の選考において不利となることがあります。
14. 出品する権利を転貸、売買、交換、譲渡することはできません。
15. 外国為替および外国貿易法などの国内法令に定めのあるものの出品については、出品者の責任において事前に必要な許可等を取得してください。
16. 商品サンプルは法令に照らして適法に輸送して下さい。違反した場合は、今回又は今後の出品をお断りすることがあります。
17. ジェットロは、本商談会の成果（お客様に関する成果を含みます。）又は本コンテンツの全部若しくは一部を、その裁量により公表する場合があります。お客様は、これを承諾し、これに関し、何らの人格権も行使しないものとします。
18. 前各項に定めるほか、本サービスの利用に関し、以下の各号及びジェットロの指示を遵守します。
 - (1) 本イベントのアクセスURL、ID、パスワード等については、ジェットロからの別段の指示がない限り、第三者に開示してはいけません。
 - (2) 不正アクセス防止のため、アカウント名には、ご本人と分かるように氏名（フルネーム）をご記載ください。
 - (3) 機密性の高い情報や個人情報（氏名を除く）を共有することは、お控えください。
 - (4) 本イベント参加時には、第三者がPC等の画面を視認できない環境にて、ご参加ください。

- 19.本商談会の実施及び参加についての法律関係及び派生する権利義務は、日本国の法律に準拠します。
- 20.本商談会の実施及び参加についての法律関係及び派生する権利義務については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって、第1審の合意管轄裁判所とします。

1 1. 免責規定

- 1.本商談会において、商談相手又はジェットロより提供される情報については、ジェットロが正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありませんので、当該情報の採否は、お客様自身の判断、責任において行ってください。本イベントでの提供情報に関連して、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
- 2.本商談会の実施に際し、ジェットロは、WEB会議システム等の作動安定性を保証するものではなく、WEB会議システム等の障害、通信状況、お客様の設定環境、その他の事由により、その提供が不能となり、中断し、若しくは、完全な映像又は音声を提供できなくなり、又はPC等の端末や関連アプリケーションに故障、不具合を生じる可能性があります。これに起因又は関連し、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
- 3.ジェットロは、以下の各号に該当する場合、本イベントの実施日時、内容を変更し、本イベントの全部又は一部の実施を予告なく中止し、又は、お客様の一部の参加を中止させることがあります。これに起因又は関連し、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロはお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
 - (1) 天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、その他の不可抗力事由が生じたとき
 - (2) 前項に定めるシステム等の不具合が生じ又は生じるおそれがあるとき
 - (3) 利用条件から外れるなど、お客様の状況が変化したとき。
 - (4) 前号のほか、お客様がジェットロの指示、条件又はジェットロとの合意事項に違反したとき
 - (5) お客様のPC等の端末環境、インターネット回線及びアプリケーションの状況にセキュリティ等のリスクが存在するとき
 - (6) お客様が反社会的勢力に実質的に関与することが判明した場合
 - (7) お客様が、国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが著しく不正な行為若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき、又はその疑いが生じたとき。
 - (8) 前各号に定める他、ジェットロが相当と判断したとき。
- 4.ジェットロは、オンライン商談を構築するWEB会議システム及びインターネット回線等がコンピュータウイルス感染、不正アクセス及びクラッキング等（以下「システム侵害等」といいます。）の被害を受けないように、ジェットロの個人情報保護規程に定めるセキュリティ基準を遵守のうえ、適切な予防措置を講じるように努めます。
- 5.前項の規定にかかわらず、システム侵害等が発生し、企業情報、個人情報その他の情報が漏洩した場合であっても、ジェットロは、前項における義務を超えて、お客様に対し一切の責任を負わないものとします。
- 6.商談会会期中及びその前後を通じて発生した傷病、事故、盗難、破損等のいかなる損害についても、ジェットロは一切の責任を負いかねます。

1 2. お問い合わせ

ご不明点がございましたら以下のフォームよりお問い合わせください。

https://www.jetro.go.jp/form5/pub/afb/ggw_inquiry2026